

新潟市報道資料

令和4年3月4日

報道各位

新潟市危機管理防災局
危機対策課長

新型コロナウイルス感染症に関連した施設の再開について

県内全域に適用されている「まん延防止等重点措置」が3月6日を以て終了することに伴い、当市施設の休止・休館等の対応についても同日を以て終了します（月曜日休館や冬季休館などで休館中の施設を除く）。

なお、新規感染者数はいまだ高い水準にあるため、施設の開館にあたっては、別紙のとおり一部利用制限を設けます。

※この件についてのお問い合わせは、午後5時30分までをお願いします。

■本件についてのお問い合わせ先
危機管理防災局 危機対策課
電話 025-226-1142(内線 31142)

まん延防止等重点措置の解除に伴う市立施設の再開について

◎依然として、新規感染者数が高い水準であることから、一部利用制限を設けて市施設を開館

施設	一部、利用制限を設けて開館
子ども関連施設	・通常運営（飲食禁止、遊具の利用制限、入場制限）
学校関係 部活動に関すること 学校支援課：025-226-3261 学校開放に関すること 地域教育推進課：025-226-3232	<部活動> ・平日のみ 90 分以内 ・基本的に自校内での活動 ・制限解除後は、平日の上限時間解除、週休日・休日も活動可 <学校開放> ・部活動の対外試合等が可能となるまでは利用不可
スポーツ施設	・スポーツ少年団・ジュニアスポーツクラブ等の利用は、自団体のみの活動（全国大会等出場にかかる場合は対外試合等も可） ・制限解除時期は部活動に準じる。
社会教育施設 （公民館など）	・施設内の飲食禁止 ・飲食を伴う活動全面禁止 ・屋内で実施するイベント等のうち、キッズスペースなど接触の機会が多いイベント等については慎重に判断 ・スポーツ施設部分はスポーツ施設と同様
高齢者・障がい者施設	・施設内の飲食禁止 ・飲食を伴う活動全面禁止
コミュニティセンター コミュニティハウス 農村環境改善センター	・施設内の飲食・飲酒禁止 ・飲食を伴う活動全面禁止 ・スポーツ施設部分はスポーツ施設と同様

個々の施設一覧については市ホームページ掲載

https://www.city.niigata.lg.jp/iryu/kenko/yobou_kansen/kansen/coronavirus.html